

# 經濟論叢

第十一卷 第一號

---

- 中小企業の生産性と賃金……………田 杉 競 1
- 「急速稅務減価償却」の生成と本質  
……………高 寺 貞 男 13
- 経営管理と権限理論……………飯 野 春 樹 29
- フラン地域の植民地通貨制度……………梅 津 和 郎 46
- 

昭和三十三年一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

## フラン地域の植民地通貨制度

梅津和郎

まえがき

フラン地域とは、フランス本国の通貨フランをもって国際決済を行い、自国通貨をフランに直結し、外国為替管理に関する一九三九年の大統領令によって共同の外国為替・金準備を使用する国の総称である。<sup>1)</sup>

ところで、インドシナ三国のフラン地域離脱（一九五四年十二月）、モロッコ、チュニジー両国の独立（一九五六年三月）、さらにアルジェリーの反乱の事実が端的に表明するように、旧保護領は本国フランスより遠心的傾向が非常に強く、フラン地域のメンバーとしての地位も不安定である。

私は、以上の三国を、矢内原勝氏の用語にならって、フラン地域の外核と呼ぶことにしたい。<sup>2)</sup>

この外核をのぞくフラン地域のメンバーは、旧植民地および旧委任統治領である。すなわち、フランス領赤道アフリカ、フランス領西アフリカ、フランス領トゴおよびカメルーン（以上二地域は国連信託統治領）、マダカスカル島およびコモール諸島、ニュー・カレドニア、フランス領オセアニア、海外四県（マルチニック、ガドループ、ギヤナ、レユニオン）を内包する広大な地域であり、政治的には徹底した同化主義の反映であるフランス共和国の

一部を構成している。(フランス領トーゴおよびカメルーンは、連合加入領域として、フランス共和国に含まれない)。そして、経済的にも緊密な結合関係を有する。

私は、これらの地域——広義の植民地——を外核に對置して内核と呼ぶことにしたい。

この内核と外核とを本国に對峙させ、その相互関連のなから第二次大戦後におけるフランス植民政策の軌跡を追求していくとき、戦後フランスの植民政策における古きもの——プランテーションの支配・保護と新しきもの——開發計画とが、本国資本の再生産軌道とどのようにからみあい、典型的な後進地域としてのフラン地域の經濟構造をいかにゆり動かしていくかが明らかにされるであろう。したがって問題は、「ヨーロッパの病人」としてのフランスへの懷古的趣味につらなるのではなく、アフリカの經濟開發の実態把握、さらにはアルジェリーですでに進展しつつあるアフリカの革命の究明という未来への展望を包摂しているのである。

私は、このような問題への一次的な接近として、フラン地域の内核と外核を分別せしめる決定的要因としての植民地通貨制度の分析を試みることにしたい。ただし、封鎖的・排他的市場としてのフラン地域の形成要因を明らかにすることなくして、以上の問題の最終的な説明はありえないからである。

- (1) フランス領マリールは、ドル地域に属し、フラン地域より除外される。
- (2) *Jacque Peltier, Les Pays d'outre-mer d'Union française, Revue d'économie politique, juillet-octobre, 1956.*
- (3) このことは旧保護領よりのフランス資本の本国引揚をめぐって反映される(Thirdième Rapport annuel du Comité Monétaire de la zone franc (année 1955)) pp. 1116-1119.)
- (4) 矢内原勝「スターリング地域の植民地通貨制度」、三田学会雑誌、一九五六年十一月号。

## 一 植民地の発券機構

まず最初に問題の手がかりとして、第二次大戦後フランス地域における植民地の発券機構がどのように改革されてきたかをみよう。

第二次大戦中、ド・ゴール將軍のフランス解放委員会は、解放運動の拠点としての植民地行政の必要上、政府紙幣の発行機関を設置した。一九四一年十二月二日のフランス解放委員会政令による自由フランス中央基金(*la Caisse centrale de la France libre*)の創設がこれである。

一九四二年七月二十四日の政令によって、この自由フランス中央基金は、私営銀行たる西アフリカ銀行からフランス領赤道アフリカおよびカメルーンにおける発券業務の特権をはく奪した。このことは、フランス植民政策史上画期的な意義をもつものであった。何故なら、植民地の発券機構がはじめて、公的機関の手に直接委ねられたからである。

つづいて、自由フランス中央基金は、一九四二年十二月四日の政令によって、サンピエール・ミクロン両島で発券業務をおこなうこととなった。最後に、一九四四年六月二十七日および八月二十八日の政令によって、マルチニック銀行、ガドループ銀行、ギヤナ銀行、レユニオン銀行から、発券業務が海外フランス中央基金(同年二月二日の政令によって改称。 *la caisse centrale de la France d'outre-mer*)に移されるにいたった。

フランス地域の植民地における例外的存在であったマダカスカル銀行も、このような新しい傾向の影響をうけずにはいなかった。一九五〇年三月二十九日の法律第五〇三七五号は、マダカスカル銀行の発券業務を二十年間延長す

るとともに、本国政府を最大の株主とすることによって増資をはかり、同銀行を半公管会社に転換したのであった。マダガスカル島およびコモール諸島には残余の株の大部分が留保され、経営評議会に四名の代表を指名する権利が与えられた。

フランス領西アフリカとトーゴにおいても、その発券業務が公的機関の手に移されるにいたった。すなわち、一九五五年一月二十日のフランス領西アフリカおよびトーゴの発券機構改革に関する大統領令によって、西アフリカ銀行は発券特権を失い、フランス領西アフリカ・トーゴ通貨発行局 (Institut d'émission de l'Afrique Occidentale Française et du Togo) が設置されるにいたった。

同じく、同年一月二十日のフランス領赤道アフリカおよびカメルーンの発券機構改革に関する大統領令によって、海外フランス中央基金はその発券業務を新設のフランス領赤道アフリカ・カメルーン通貨発行局 (Institut d'émission de l'Afrique Equatoriale Française et du Cameroun) に委ね、以後は長期開発資金の融資機関としての機能を果たすことになった。

以上のクロノロジー<sup>1)</sup>を特徴づけるものは、植民地発券機構の公的機関への移転である。このことは、戦後の植民政策の一環としていかなる意義をはたしているのであろうか。

この問題は、以下の三節における植民地通貨制度の現行メカニズムの分析によって、適及的に明らかにされるであらう。

(1) Bloch-Lainé, op. cit. pp. 60-63.

Le deuxième rapport du Comité monétaire de la zone franc (année 1954), Statistiques et Etudes Financiers, No. 83, Novembre 1955, pp. 1290-1297.

## 二 操作勘定のメカニズム

後述するように、本国フランと植民地フランは、等価値の章標ではない（第五節参照）。したがって、本国と植民地間の一切の価値移転は、必ず何れか一方の通貨への振替を必要とする。この振替を保証するものが、一九五一年五月二十四日の国庫特別勘定開設に関する法律によって開設された操作勘定（Compte d'opération）制度である。

現在、国庫とマダガスカル銀行、海外フランス中央基金、フランス領西アフリカ・トゴ通貨発行局、フランス領赤道アフリカ・カメルーン通貨発行局との間に操作勘定が開設されている。

本国の植民地に対する価値移転のバランスが本国にとって支払超過であった場合、すなわち植民地にとって受取超過であった場合、植民地発券銀行はその受取超過分を本国フラン資産として保有する。そして、その本国フラン資産を対価として植民地フランを発行しうる。逆に、植民地の本国に対する価値移転のバランスが植民地にとって支払超過であった場合、植民地発券銀行はその本国フラン資産の引渡しか、或いは国庫からの貸出しによって、その超過分をカバーしなければならぬ。<sup>3)</sup>

以上の価値移転のバランスを反映する操作勘定は、つぎの二系列によって影響される。<sup>4)</sup>

- 1 発券銀行を通ずる本国フラン資産の増加とその減少。
- 2 植民地における国庫の収入と支出。

まず、第一の系列の内容を考察してみよう。発券銀行を通ずる本国フラン資産の増加は、つぎの項目の示す価値移転によって生ずる。

イ、フランス本國で、支払われた、植民地よりの輸入品に対する現金額。

ロ、本國で現金化された植民地在住の債権者名義の証券額。

ハ、植民地で支払われるべきフランス本國振出しの小切手。

ニ、本國で支払われた手形代金。

ホ、本國の証券市場で売却された証券収益。

ヘ、本國で償還された、植民地保有の本國債券額。

ト、植民地在住の債権者によつて、パリーの自由市場で売却された外國為替の代価。

チ、フランス銀行に送られた植民地銀行券の総額。またはフランス銀行に返送されたフランス銀行券の総額。

以上の項目から明かなように、植民地發券銀行の本國フラン資産を形成する主要源泉は、植民地の對本國および對外輸出額および植民地に対する私的投資額である。

つぎに、發券銀行を通ずる本國フラン資産の減少は、つぎの項目によつて生ずる。

イ、發券銀行がその取引銀行の要求によつて、その勘定項目に振替える本國フラン額。

ロ、植民地で現金化された本國銀行の振出し手形。

ハ、本國銀行の帳簿信用に対する利子額。

ニ、本國での証券購買。

ホ、パリーでの外國為替購買の対価。

ヘ、フランス銀行が植民地發券銀行に送附するフランス銀行券の総額。またはフランス銀行から返送される植民

海外フランスの国際収支 (1952年～1954年)

(単位1,000ドル)

9		5	2				
取		支				払	
他の地域 4	総計 (1+2+4) 5	ドル地域 および カ ナ ダ 6	U. E. P.		他の地域 9	総計 (6+7+6) 10	
			総計 7	スターリ ング地域 8			
40,979	390,869	177,642	258,007	105,335	33,890	469,539	
5,849	98,892	22,901	57,841	30,818	7,423	88,165	
46,828	489,761	200,543	315,848	136,153	41,313	557,704	
"	-67,943	"	+13,248	+23,242	+5,515	"	
1,816	43,860	341	1,597	1,072	180	2,118	
"	"	"	"	"	"	"	
1,816	43,860	341	1,597	1,072	180	2,118	
"	"	+30,554	+9,552	+6,270	+1,636	+41,742	
"	-26,201	"	+22,800	+29,512	+7,151	"	
9	5	3					
65,977	363,700	159,187	261,256	98,320	40,323	460,766	
7,254	85,743	23,387	57,678	31,338	10,727	91,792	
72,231	449,443	182,574	318,934	129,658	51,050	552,558	
"	103,115	"	"	"	+23,181	"	
3,271	45,096	304	1,668	1,434	404	2,376	
"	"	"	"	"	"	"	
3,271	45,096	304	14,876	1,434	404	2,376	
"	"	+24,977	"	+8,436	+2,867	+42,720	
"	-60,395	"	"	+6,279	+26,048	"	
9	5	4					
53,260	482,887	173,701	310,049	116,115	57,604	541,354	
3,992	88,890	20,991	60,785	30,092	16,814	98,590	
63,192	571,777	194,692	370,834	146,207	74,418	639,944	
-11,226	-68,167	"	"	"	"	"	
8,475	61,103	1,241	2,034	1,601	386	3,661	
"	"	"	"	"	"	"	
8,475	61,103	1,241	2,034	1,601	386	3,661	
"	"	+23,707	+25,646	+16,282	+8,089	+57,442	
-3,137	-10,725	"	"	+12,001	"	"	

資料: Le Premier Rapport annuel du Comité monétaire de la zone franc (Année 1953), pp. 704-705. Le Deuxième Rapport du Comité monétaire de la zone. franc (Année 1954), p. 1301.

フラン地域の植民地通貨制度

第八十一卷

五二

第一号

五二



第一表

			1		
			受		
			U.	E.	P.
			総計	2	スターリ ング地域 <sup>3</sup>
ドル おカ	地 域 び ダ ナ 1				
定 品	勘	56,733	293,157		139,482
他 の	計	57,104	35,939		59,913
	計	113,837	329,096		159,395
バ ラ ン ス		-86,706	"		"
資 本	勘 定				
民 間	資 本	30,895	11,149		7,342
政 府	"	"	"		"
	計	30,895	11,149		7,342
バ ラ ン ス		"	"		"
総	バ ラ ン ス	-56,152	"		"

  

			1		
ドル おカ	地 域 び ダ ナ 1				
定 品	勘	56,645	241,078		108,509
他 の	計	48,126	29,363		18,992
	計	104,771	270,441		127,501
バ ラ ン ス		-77,803	-48,493		-2,157
資 本	勘 定				
民 間	資 本	25,281	16,544		9,870
政 府	"	"	"		"
	計	25,281	16,544		9,870
バ ラ ン ス		"	"		"
総	バ ラ ン ス	-52,826	-33,617		"

  

			1		
ドル おカ	地 域 び ダ ナ 1				
定 品	勘	113,934	315,693		125,910
他 の	計	50,161	28,797		16,016
	計	164,095	344,490		141,926
バ ラ ン ス		-30,597	-26,344		-4,281
資 本	勘 定				
民 間	資 本	24,948	27,680		17,883
政 府	"	"	"		"
	計	24,948	27,680		17,883
バ ラ ン ス		"	"		"
総	バ ラ ン ス	-6,890	-698		"

地銀行券の総額。

以上の項目が示すように、植民地発券銀行が所有する本国フラン資産の減少は、本国および外国からの輸入額および私的資本の引揚げ、または植民地在在の本国資本による本国証券購買によって影響されるのである。すなわち、植民地発券銀行が所有する本国フラン資産の増減は、植民地の国際収支のバランスの反映と考えられる。

しかしながら、公的資料からは、この植民地別の国際収支のバランスはえられない。ここでは、一九五二年より一九五四年までの海外フランス（フラン地域の内核および外核）の国際収支バランスをもって、近似的指標とした。

(第一表参照)。この方法が、本質的な誤りをおかすものでないことは、植民地の地域別貿易収支を示した第二表より察知しうる。

第一表によれば、海外フランの国際収支は、ドル地域に対してまた全地域に対して、持続的に支払超過の状態にある。この事実、植民地に限定してみれば、その国際収支のバランスが、植民地発券銀行の保有する本国フラン資産の発生源とはなりえないことを意味する。そして、スターリング地域におけるがごときドル・プールの問題は、

第二表 海外フランスの貿易収支単位(100万フラン)

	北アフリカ 三	熱帯アフリ カグループ	他の海外 領
	1 9	3 8	
スターリ ング地域	+212	-145	-219
ドル地域	-347	-134	-150
その他	-669	-180	-127
計	-804	-459	-515
	1 9	4 9	
スターリ ング地域	+11,665	-668	-3,465
ドル地域	-25,121	-11,276	+3,920
その他	+6,835	-2,903	-3,046
計	-6,631	-4,847	-20,431
	1 9	5 3	
スターリ ング地域	+14,850	-5,385	-13,614
ドル地域	-27,829	-4,560	-6,703
その他	-11,726	+2,574	-787
計	-24,725	-7,371	-21,404
	1 9	5 4	
スターリ ング地域	+14,225	-4,410	-10,583
ドル地域	-26,603	+3,898	+3,879
その他	-8,348	-2,622	-5,532
計	-20,726	-3,134	-12,236
	1 9	5 5	
スターリ ング地域	+12,243	7,652	—
ドル地域	-25,709	+2,917	—
その他	-9,982	+2,995	—
計	-23,448	-1,740	—

Bloch-Lainé, La Zone franc p. 448.

資料: I. N. S. E. E., Bulletin mensuel statistique outre-mer.

フランス地域では生じえない。

ここで、本国フランス資産の増減に作用をおよぼす国庫の植民地における收支項目を考察することが必要であらう<sup>8)</sup>。イ、本国予算の植民地における操作。植民地における本国予算の支出は、その収入に比してはるかに重要である<sup>9)</sup>。主要な支出項目は、軍事費、財政補助金、公債、終身年金等である。

ロ、国庫特別勘定による支出、投資近代化資金の貸付および国庫貸付金等である。

ハ、本国公債および国債の応募と償還。

ニ、国庫への預金。

ホ、国庫に対する手形の振出し。

以上の項目のバランスが植民地に順であった場合、その発券銀行は、本国からの受取超過分を対価として、植民地フランを発行しうる。したがって、その受取超過分の主要源泉は、軍事費、財政補助金、政府投資である<sup>10)</sup>。

かくて、植民地発券銀行の保有する本国フランス資産は、以上の二系列を通ずる価値移転のバランスによって増減する。ところで、さきに考察したように、第一の系列、すなわち発券銀行を通ずる価値移転は、発券銀行の本国フランス資産の構成要素には本質的になりえない。したがって、植民地発券銀行の本国フランス資産は、第二の系列、すなわち国庫を通ずる価値移転によって発生すると言われなければならない。このことは、第三表において公的機関を通ずる本国の植民地に対する資金移動が圧倒的であり、そしてそのバランスが植民地発券銀行の本国フランス資産額の変動には、照応する事実によって（第四表参照）、立証されている。

以上の考案から結論を導こう。植民地発券銀行の保有する本国フランス資産は、本国との間の価値移転にともなう

第三表 植民地の操作勘定 (1952年～1955年) (単位100万フラン)

	植民地の支払総額			植民地の受取総額			バ ラ ン ス	
	銀行	郵便 為替	公的 機関	銀行	郵便 為替	公的 機関	植民地 より引揚	植民地 の受取
	1	9	5	2				
マダカスカル	14,580	680	〃	〃	〃	18,100	〃	2,840
西アフリカ トゴ	〃	65,410	〃	24,930	〃	51,810	〃	11,330
赤道アフリカ	13,520	2,630	〃	〃	〃	13,830	2,320	〃
カメルーン	10,550	2,240	〃	〃	〃	16,610	〃	3,820
レユニオン	〃	1,130	〃	〃	〃	1,770	〃	640
ギヤナ	1,780	760	〃	〃	〃	2,430	110	〃
ガドループ	490	1,270	〃	〃	〃	2,020	〃	260
マルチニク	2,710	1,510	〃	〃	〃	4,310	〃	90
	1	9	5	3				
マダカスカル	15,170	3,510	〃	〃	〃	18,040	640	〃
西アフリカ トゴ	〃	66,750	〃	31,600	〃	41,300	〃	6,210
赤道アフリカ	12,750	2,500	〃	〃	〃	15,020	230	〃
カメルーン	5,840	2,130	〃	〃	〃	6,920	1,050	〃
レユニオン	〃	1,610	〃	〃	〃	1,820	〃	210
ギヤナ	1,380	750	〃	〃	〃	2,270	〃	140
ガドループ	870	3,340	〃	〃	〃	3,580	630	〃
マルチニク	860	2,760	〃	〃	〃	3,860	〃	240
	1	9	5	4				
マダカスカル	12,960	3,580	〃	〃	〃	15,570	1,240	〃
西アフリカ トゴ	〃	87,680	〃	41,780	〃	37,580	8,320	〃
赤道アフリカ	13,040	2,830	〃	〃	〃	17,850	〃	1,980
カメルーン	5,500	2,280	〃	〃	〃	7,160	620	〃
レユニオン	〃	1,320	〃	330	〃	2,570	〃	1,580
ギヤナ	1,460	790	〃	〃	〃	2,110	140	〃
ガドループ	〃	2,860	〃	1,350	〃	2,290	〃	780
マルチニク	440	3,510	〃	〃	〃	3,160	790	〃
	1	9	5	5				
マダカスカル	11,250	4,640	〃	〃	〃	22,240	〃	6,350
西アフリカ トゴ	〃	112,300	〃	60,150	〃	54,910	〃	2,760
赤道アフリカ	14,760	5,040	〃	〃	〃	19,530	270	〃
カメルーン	2,670	2,110	〃	〃	〃	2,820	1,960	〃
レユニオン	2,380	1,660	〃	〃	〃	4,530	〃	490
ギヤナ	1,020	1,010	〃	〃	〃	2,100	〃	70
ガドループ	〃	4,350	〃	1,910	〃	2,820	〃	380
マルチニク	〃	5,610	〃	2,730	〃	3,690	〃	810

資料: Premier Rapport annuel du Comité monétaire de la zone franc  
pp. 702-703.  
" " " " p. 1322.  
" " " " p. 1248.

フラン地域の植民地通貨制度

第八十一卷 五六

第一号 五六

第四表 植民地發券銀行の本国フラン  
資産高および年間変動額 (単位100万フラン)

	期初資産高	期末資産高	年間変動額
1 9 5 3			
海外フランス中央基金	10,647	9,359	-1,288
西アフリカ銀行	19,344	25,556	6,212
マダカスカル銀行	-2,873	-3,512	-639
1 9 5 4			
海外フランス中央基金	9,359	12,164	2,805
西アフリカ銀行	25,556	17,235	-8,321
マダカスカル銀行	-3,512	-4,747	-1,235
1 9 5 5			
海外四県およびサンピエール・ミクロン島(1)	130	1,900	1,770
赤道アフリカおよびカメルーン(2)	12,032	9,778	-2,254
西アフリカおよびトゴ(3)	17,237	15,717	-1,520
マダカスカル銀行	-4,747	1,645	6,392

(1) 海外フランス中央基金

(2) 1955年9月30までは海外フランス中央基金。  
1955年10月1日以降はフランス領赤道アフリカ・カメルーン通貨発行局。

(3) 1955年9月30日までは西アフリカ銀行。1955年10月1日以降はフランス領西アフリカ・トゴ通貨発行局。

資料: Premier Rapport annuel du Comité monétaire de la Zone franc, p. 704.

Deuxième Rapport du Comité monétaire de la Zone franc, pp. 1320-1321.

Troisième Rapport du Comité monétaire de la Zone franc, pp. 1246-1247.

振替操作の时期的ズレはあつても、本質的に本国に対する債務にはかならない。したがつて、フラン地域における植民地發券銀行の本国フラン資産は、スワードリング地域の植民地が保有するポンド資産と全く異なつた構成内容をもつ。そして、この本国フラン資産を対価としてのみ発行される植民地通貨は、それ自身国家によつて強制通用力を与えられた不換紙幣にはかならない。したがつて、植民地通貨は、戦後インフレーションの進行にともなつて

生じた本国フランの減価に一方的に追従せしめられるのである。

(1) Bloch-Lainé, op. cit., p. 363.

(2) この特別勘定には、操作勘定とならんで前貸勘定 (Compte d'avances) が含まれている。操作勘定と前貸勘定を綜合して、相殺勘定と呼ばれている。前貸勘定は、国庫と発券銀行との相互間の協定によって、発券銀行が国庫に最高額を定められた地方通貨を国庫に前貸するシステムである。この場合、発券銀行の国庫に対する前貸額は、本国フランの支払と相殺できない。また発券銀行は、その本国フラン資産を国庫に預入れない。現在この前貸勘定のシステムは、アルジェリー・チュニジー銀行と国庫間にのみ存在する (Premier Rapport Annuel du Comité Monétaire de la Zone franc, Année 1953, p. 668)。

(3) Premier Rapport Annuel de Comité Monétaire de la Zone franc, Année 1953, p. 607.

(4) Bloch-Lainé, op. cit., pp. 365-367.

(5) Bloch-Lainé, op. cit., pp. 368-369.

(6) Bloch-Lainé, op. cit., pp. 368-369. この項目のうち、軍事費および財政補助金についての正確な数字は把握しえないので、

本稿では政府投資のみを論証の基礎とした。試みに、一九五四年における海外フランスに対する本国政府の軍事費負担および財政補助金の総額をあげればつきのとおりである。軍事費負担分は、アルジェリー四九〇億フラン、チュニジー一八〇億フラン、海外領域四一〇億フラン、海外四果二〇億フラン、計約一、四〇〇億フラン (Bloch-Lainé, op. cit., p. 105)。財政補助金は、海外フラン全体 (インドシナを含まず) が約二二〇億フラン (Bloch-Lainé, op. cit., p. 104)。政府投資については、次節第五表参照。

(7) 「ドル・プール再論」、東京銀行月報一九五六年十一月号および矢内原勝、前掲論文を参照。

### 三 通貨準備の問題

前節で考察したように、植民地発券銀行は、その保有する本国フラン資産を対価としてのみ植民地通貨を発行し

うる。したがって、本国フラン資産が、その発行準備を形成すると言えよう。

ところで、植民地発券銀行のうち、マダカスカル銀行のみが、通貨発行高の三分の一の保証準備を必要とする。そして、この保証準備額は、本国の国債と国庫当座預金の形態で保有することが認められている。<sup>1)</sup>この場合、マダカスカル銀行の本国フラン資産が、一億フランであるとき、当銀行はその額を対価として三億フランを発行しうるというのではない。マダカスカル銀行の本国フラン資産が三億フランであった場合、そのうちの二億フランは、国債購買または国庫預金の形態で控除されることを意味する。それは、前節で考察したとおり、マダカスカル銀行の本国フラン資産からのマイナス分にはかならない。

かくして、ブロック・レイネは言う。「たとえこの準備額が、国庫預金あるいは国債の形態で示されようとも、結局それは操作勘定バランスからの控除によって供給されるものである」と。<sup>2)</sup>そしてかれは、マダカスカル銀行の保証準備制度の改廃を主張している。<sup>3)</sup>

海外フランス中央基金総裁の地位にあった同氏のこのような主張は、非常に重要な意味をもつと言えよう。何故なら、ブロック・レイネの言葉のなかに、第二節で述べた戦後における植民地通貨制度改革の重要なモメントがひそんでいると考えられるからである。

植民地発券銀行のうち、一九五五年のフランス領西アフリカ・トゴー通貨発行局設置まで同地域での発券業務を委託されていた西アフリカ銀行にも、マダカスカル銀行と同様の保証準備制度があった。<sup>4)</sup>では、この制度が、排除された理由は何であらうか。

前節で考察したように、植民地発券銀行の保有する本国フラン資産は本質的に本国に対する債務にはかならない。

第五表 海外領域および海外県  
(1)の開発計四画に対する  
本国政府資本(2)の寄与額

投資額 (10億本 フラン)	
1946年より1953年まで (1953年12月31日)	
海外領域	255.1
海外四県	26.3
合計	281.4
1953年	
海外領域	56.6
海外四県	5
合計	61.6
1954年	
海外領域	48
海外四県	5.6
合計	53.6

- (1) 広義の植民地—フラン地域の内核—に照応する。
- (2) 海外領域に対しては、F. I. D. E. S. (Fonds d'investissement pour le développement économique et social des territoires.) が、海外四県に対しては、F. I. D. O. M. (Fonds d'investissement pour le développement économique et social des départements d'outre-mer) が、開発資金(本国政府の財政投資)を金融する。

資料: Deuxième Rapport du Comité monétaire de la zone franc, p. 1300.

ところで、この本国フラン資産の発生源は何であろうか。換言すれば、本国フラン資産はいかなる内容における債務であろうか。

この問題に接近するために、まず本国政府の植民地に対する開発投資額を示した第五表をみよう。一九五三年の投資総額六一六億本国フランおよび一九五四年の投資総額五三六億フランは、それぞれ五三年および五四年における植民地の操作勘定を通ずる本国よりの受取総額(第三表参照)の六六%(五三年)、六一%(五四年)をしめる。

すなわち、毎年植民地に投資されるほう大な本国政府の開発資金が、植民地発券銀行の本国フラン資産の重要な発生源となるのである。しかしその開発資金は、植民地の本国製品に対する購買力創出のためには、年々投入されねばならないという必然性を有する。

この本国フラン資産の発生源と保証準備制度とを交又せしめるとき、問題は明らかとなる。すなわち、開発投資による植民地の購買力創出にとって、保証準備制度は一つの阻害要因—死重であったと言いうるのである。



かくて、海外フランス中央基金、フランス領西アフリカ・トゴ―通貨発行局、フランス領赤道アフリカ・カメルーン通貨発行局とあいつぐ公的通貨発行機関設置の意義が、前節における考察とともに、明らかとならう。それは、本国政府の開発投資にもとづく植民地の購買力創出を直線のかつもつとも効率的におこなおうとする意図を物語つていたのである。

- (1) Bloch-Lainé, op. cit., p. 69.
- (2) Bloch-Lainé, op. cit., p. 375.
- (3) Bloch-Lainé, op. cit., p. 375.
- (4) Bloch-Lainé, op. cit., p. 69.

#### 四 本国フランスとのリンク

すでにみたように、植民地フランスは本国フランスに基礎をおく代用貨幣であるから、当然外国為替との直接の関係はない。その関係は、本国フランスを通じてのみ存在する。したがって、植民地はその通貨の切上、切下を自主的に行うことができず、常に本国フランスに追従しなければならぬ(第六表参照)。

第二次大戦前においては、植民地フランスは本国フランスと一対一の比率でリンクされていた。ところで戦後、一九四五年十二月二十六日の平価切下げにともない、植民地フランスはことなつたリンク比率を有するC・F・A (colonies françaises d'Afrique) フランスとC・F・D (colonies françaises Pacifiques) フランスとに分離するにいたつた。

ブロック・レイネは、大戦がフランス地域の各メンバーに相異つた影響を与えたことをもつて植民地フランス創設の理由としている。

第六表 戦後における植民地フランのリンク比率

	本国フラン 対ドル	I. C. F. A. フラン	I. C. F. A. フラン
1945年12月26日	119フラン	1.70本 フラン	2.40本 フラン
1048年1月26日	214,392 "	2 "	4.32 "
1948年10月18日	264 "	Djiboutiフラン の創設(1)	5.31 "
1949年3月20日			
1949年4月27日			5.48 "
1949年9月20日	350 "		5.50 "

(1) フランス領ソマリーの通貨。フラン地域を離脱して  
ドル地域に直結した。

Bloch-Lainé, La Zone franc, pp. 346-347. より。

かれは、一九四五年十二月二十六日のリンク比率決定をつぎのよう  
に説明する。<sup>1)</sup>

まず本国において、一九三八年より一九四五年までにパリーの小売  
価格指数(三十四品目による)は、一〇〇から四九〇に上昇した。他方、  
アフリカ植民地の行政府——ダカール、ブラザビル、タナナリブ、ア  
ビドジャン——で算定された生計費指数(ヨーロッパ系住民についてのみ)  
は、同期間に約三倍から四、五倍に騰貴した。

さらに、かれは、各種民地別に物価指数の変動を検討している。

マダガスカルでは、物価騰貴は第七表の示すように、一九三九年か  
ら一九四五年にかけて比較的緩慢であった。

フランス赤道アフリカの消費財小売価格指数(ブラザビルのヨーロッ  
ペ系住民のみを対象)は、一九三八年を基準として一九四五年の十月十  
五日では三〇六であった。<sup>2)</sup>

カメルーンでは、三十三品目に関する小売価格の平均指数は、一九三八年を基準として一九四五年では三一九で  
あった。<sup>3)</sup>

逆に、フランス領西アフリカでは、物価騰貴率は、上記のいづれの地域よりもはげしかった。公式統計の欠如か  
ら、ブロック・レイネは、ダカールおよびアビドジャンにおける消費財小売価格の平均指数によって、物価騰貴率

第七表 マダカスカルの物価指数 (1939年~1945年)  
(1939年=100)

	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年
小売価格						245
卸売価格 (輸出価格による)	120	130	180	170	200	230
卸売価格 (輸入価格による)	120	150	170		300	310

空欄は不明

Bloch-Loigné, La Zone franc. p. 348. より

資料: Etudes et conjoncture, Union française, nos 6, 7, 8. de 1948.

は一九三八年を基準として一九四五年では約四、五倍に達したと推定している。  
以上の検証からブロック・レイネは、C・F・Aフランのリンク比率を實際上決定したのは、フランス領赤道アフリカにおける通貨の減価率であったという。  
この意味では、マダカスカルの場合、同期間の物価水準に関するかぎり、過度の切下げをうけ、逆にフランス領西アフリカの通貨は、本国フランと同比率にとどまるべきであったと、かれは結論している。

他方、オセアニア植民地の場合はどうであろうか、ブロック・レイネは、ニユー・カレドニアの首府ヌウメアの生計費指数を基礎として(一九三六年を一〇〇として、一九三八年は一二五、一九四五年十二月で三九五)、C・F・Pフランのリンク比率決定がかなり恣意的であったことを認めている。

以上のブロック・レイネの挙証から、一九四五年のリンク比率決定が本国と植民地との購買力比較にもとづいてなされたことを知りうる。

植民地フランが、その数量に応じて価値の変動する可能性をもった代用貨幣であることから、右の算定方法があだかも妥当性をもちうるかのように見える。しかしながら、貨幣価値は、けっして貨幣数量に応じて騰落する物価の逆数である購買力ではありえない。

本国フランに対する植民地フランのリンク比率を究極において決定するものは、

第八表 フランス本国および海外フランス間の貿易品目構成

	1954年	1955年
海外フランスの対本国輸出品 (単位10億フラン)		
飲料品(主としてぶどう酒)	71	82
野菜および果実	57	58
油性品	63	54
コーヒー・茶, ココア, 香料	68	51
穀物および穀粉	28	28
加工食料品(砂糖を含む)	28	27
鉱産物	22	23
他の農産物	20	20
繊維原料品	15	15
木材(原木および半加工材)	10	12
本国の対海外フランス輸出品 (単位10億フラン)		
繊維製品	98	82
金属製品	66	71
機械器具	56	54
トラクター, 自動車, 自転車	44	51
加工食料品(砂糖を含む)	41	38
石油製品	27	30
化学製品	23	24
飲料品	14	12
穀物および穀粉	13	9

資料: Troisième Rapport annuel du Comité monétaire de la Zone franc, pp. 1174-1175.

両貨幣に内在している抽象的な人間労働に代位する本国および植民地の輸産物の労働生産性にはかならない。そして現実においては、フランス本国は植民地に対して工業製品を輸出し、農産物を輸入する先進国の地位にたつてある。(第八表参照)。

植民地の輸産物における労働生産性の劣位が、生産性の客観的な社会的および物質的諸条件を奪われた農業労働にもとづくことによって、その商品は価値以下での輸出を余儀なくされ、景気変動の影響をもっとも鋭くうける。

したがって、独占会社と非アフリカ人系商人によつて流通機構を掌握された植民地の農産物価格は、その輸出価格を最下限として形成されるのである。

ブロック・レイネが、マダガスカルの輸出価格の趨勢から同島における物価騰貴率は本国に比して比較的緩慢であつたというとき、右の事柄はまったく看過される。すなわち、植民地の輸出商品価格は強制的に切下げられることによつて相対的に低いのであつて、本来的にそうなのではない。第七表の示す、いわゆる商品交易条件の悪化は、その現象形態にはかならない。他の地域における小売価格指数の相対的に緩慢な騰貴率も、この事情によつて説明されよう。

このように価値法則のモディファイされた形での貫徹によつて、強制的に低められた価格を基準としてリンク比率が決定されたことは、植民地側からはつねに価値以下での輸出を固定化する結果を招来したと言ひうる。すなわち、植民地は、関税特惠、輸入割当の障壁によつて保護された本国市場に対してすら、つねに国際市場価格に追従する輸出を強制されるのである。

第二に、フランス本国の工業製品は周知のように国際的に割高であるにもかかわらず、植民地市場ではその保護障壁と開発投資を誦ずる購買力創出とによつて、国際競争よりもぬかれうる。このことは、フラン地域通貨委員会第一次報告書さえも指摘するように、本国の高物価水準の植民地への直接的波及を意味する。しかも本国での物価下落は、ある期間をおいてのみ植民地にその結果があらわれるにすぎない。

消費財製品をフランス本国から輸入する植民地にとつて（第八表参照）、本国製品の高物価の直接波及は、労働力の再生産費用を強制的に騰貴せしめずにはおかない。かくてまた、植民地農産物価格も上昇せざるをえない。と

第九表 植民地における家庭消費財小売価格指数(1) 1949年=100

	1953 10月	1954 1月	1954 4月	1954 7月	1944 10月	1954 12月	1955 3月	1955 6月	1955 9月	1955 12月
Paris	141	143	142	142	143	145	145	145	145	146
Dakar	136	131	131	132	133	132	131	134	136	136
Abidjan	132	132	131	130	130	130	135	137	137	
Brazzaville	158	159	161	161	158		158	158	157	
Tananariue	168	166	167	168	170	172	172	174	173	
Nouméa	136	136	136	138	136	138	137	141	136	138

(1) ヨーロッパ系住民のみを対象

空欄は不明

資料：Deuxième Rapport du Comité monétaire de la zone franc, p. 1302.

Troisième Rapport annuel du Comité monétaire de la zone franc, p. 1245.

フラン地域の植民地通貨制度

第八十卷 六六 第一号 六六

ところで、さきに考察したように、植民地は、その輸出商品たる農産物の価値以下での販売を余儀なくさせられることによって、その販売価格を低めなければならない。すなわち、一九四五年における植民地フランのリンク比率決定が、本国製品の植民地市場における価値以上での販売を、そして植民地農産物の本国市場における価値以下での販売を固定化したこと。そして一九四五年以後におけるリンク比率変更も、この方向にしたがっていること。

以上のことは、植民地の各主要都市における家庭消費財価格指数を示した第九表によって明らかであろう。第二次大戦以後、本国との経済関係を稀薄にしたニュー・カレドニアを除いて、植民地の家庭消費財価格指数は、本国の水準に追従している。

植民地は、本国市場に対する価値以下での輸出を強いられると同時に、その労働力の再生産費用を本国との貿易関係を通じて強制的に騰貴せしめられるという二重の搾取に規定されるのである。かくして、植民地フランの本国フランに対するリンク比率は、この二重の搾取の制度的表現にはかならないと言いうる。

- (1) Bloch-Lainé, op. cit., pp. 348-349.
- (2) 算定の資料は『Annuaire statistique d'outre-mer (1939-1949), dans 《La Zone franc》 par Bloch-Lainé, p. 349.
- (3) Premier Rapport annuel du Comité monétaire de la Zone franc, (Année 1953), pp. 672 et p. 1249.
- (4) 『エコノミー』誌(一九五六年六月一四日号)は、フランス本国の高物価水準が植民地に波及し、それが植民地の輸出を困難ならしめる点に言及している。(Les échanges extérieurs des a ys de la zone franc, L'Economie, 14 Juin 1956, p. 17)

## 結 び

いまや、以上の三節における論点を整理することが必要であらう。

一、植民地フランが、本質的には植民地にとって債務にはかならない本国フランを対価としてのみ発行されるシステムは、本国フランの減価を植民地に直接波及せしめる。

二、植民地フラン発行の対価たる植民地証券銀行保有の本国フラン資産の重要な発生源は、本国政府の開発資金である。この開発投資による植民地の購買力創出を直線的かつもつとも効率的に行うべく植民地通貨制度の整備がなされてきた。

三、植民地フランの本国フランに対するリンク比率は、フランス本国の植民地に対する二重の搾取を制度化したものにほかならなう。

かくして、フラン地域の植民地通貨制度は、関税制度、為替管理、輸入割当とともに、本国の排他的・封鎖的市場形成の重要な一環を形成し、本国の寄生的再生産軌道回転の戦略的基軸としての役割を演ずると言えよう。

(昭和三十二年四月稿)